

通所介護事業重要事項説明書

社会福祉法人根室敬愛会
デイサービス はまなす

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

事業所所在地	〒087-0008 北海道根室市有磯町2丁目19番地2
事業所名称	デイサービスはまなす
電話番号	0153-22-8832
介護保険指定番号	01A4200025号
事業者指定年月日	令和3年8月1日
利用定員	1日15名

1. 事業の目的と運営方針

- 事業者は、要介護状態にある方に対し、適正な通所介護サービスを提供することにより、要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。
- 事業の実施にあたっては、ご家族、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

事業所名	デイサービスはまなす
指定番号	令和3年8月1日指定 0194200218号
管理者	*
所在地	根室市有磯町2丁目19番地2
電話番号	0153-22-8832
サービス提供地域	根室市の区域

3. 従業者の配置と業務体制

(1) 事業所の従業者体制

職 種	人 員	従事するサービス種類、業務
管理者	1名	業務の一元的な管理
生活相談員	1名	生活相談及び指導
介護職員	1名以上	介護業務全般 身体・認知機能の維持向上を推進
看護職員	1名	心身の健康管理、保健衛生管理 健康維持のための指導

(2) 従業者の勤務体制

業務日	毎週月曜日～金曜日 但し、祝日、12月30日～1月3日までを除く
業務時間	午前8:00～午後5:00

(3) 設備の概要

食堂(ホール)	利用者の全員が使用できる広さを備えた食堂を設け、テーブルや椅子などの備品類を備えています。
浴室	身体状況に応じて入浴できるよう、一般浴槽の他、座浴を設置しています。
機能訓練室	利用者が使用できる広さを持つ機能訓練室(場所)を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えています。
その他の設備	設備としてその他に、静養室・相談室・事務室等を設けています。

4. 定員及び営業時間帯

定員	営業時間帯	サービス提供時間
月～金曜日 15名	8時00分～17時00分	9時00分～16時00分

5. サービスの内容

送迎	センターと自宅間の送迎を行います。 身体状況に応じて車椅子での送迎も可能です。
移動	安全に歩行または移動ができるよう見守りや介助を行います。 身体状況に合わせて、車椅子や歩行器での移動を介助します。
食事	栄養士の管理により、利用者の嗜好を考慮した美味しい食事を提供します。 利用者の状態に合わせ、粥食や刻み食などを提供します。
入浴	利用者の身体状態に合わせて一般浴や座浴により入浴できます。 安全性に配慮し、移動や洗髪、洗身などの介助を行います。
排泄	利用者の状況に合わせて、随時または定期的に排泄介助を行います。 障がい者トイレを備え、身体状態に合わせて介助致します。
機能訓練	看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して個別機能訓練計画を作成し、日常生活動作やレクリエーションを含め、計画的に機能訓練を行い、心身機能の維持、向上を図ります。
生活相談	利用者、介護者の相談に応じ、居宅介護支援事業所及び各関係機関等との連携を図ります。

6. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準を準用し、旧予防通所介護サービスの報酬単価と同様になっています。。
利用者負担金は、原則として、介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」に応じた額になります。

■第1号通所事業(予防通所介護サービス)の利用料

(1) 基本料金(月額)

介護区分	利用単位数	利用料	利用者負担(1割)
通所型サービス1 (事業対象者) (要支援1)	1,672単位	16,720円	1,672円
通所型サービス2 (事業対象者) (要支援2)	3,428単位	34,280円	3,428円

(2) 加算料金(1日)

その他該当する加算。

■給付外サービス費(その他の自己負担の費用)

食費	給食材料及び調理費用(おやつ代を含む)	1回 550円
キャンセル料	なし。	
日用品代	歯ブラシや紙おむつなど、個々が使用する品は利用者負担となります。 費用は市場価格の変動により変更する場合があります。	実費負担
教養娯楽費	①クラブ活動やレクリエーション等で使用する材料費など ②外出行事などにおける飲食代や参加費など	実費負担

※実費負担については別表に提示します。

7. 非常災害対策

事業所では、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力病院等への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、関係市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。また、事故の状況や事故に際してとった処置について記録を行います。

10. 守秘義務及び個人情報の保護

- 事業所及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は入所者が退所された後、及び従業者の退職後においても継続します。
- 個人情報の使用にあたっては、あらかじめ個人情報の使用目的、内容などについて説明し、同意を得た上で使用します。(※個人情報の使用同意書)

11. 利用者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。日常生活における入浴や着替え、排せつ等の介助に配慮し、入所者の意思や人格を尊重した接遇に努めます。また、認知症等による言動や行動を理解し、可能な限り、その人らしい生活を送ることができるよう支援に努め、人としての尊厳を守ります。

12. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束は行いません。

但し、緊急やむを得ない理由により拘束せざるを得ない場合には、利用者及び家族へ十分な説明を行い、同意を得るとともに、その様態及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

13. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
- (2) 利用者及びその家族からの苦情対応体制の整備をします。
- (3) その他虐待防止のために必要な措置を講じます。

虐待防止責任者	生活相談員
---------	-------

14. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して、事業所の損害賠償責任を減じさせていただく場合があります。

15. サービス内容に関する苦情

事業所で受け付けした苦情等については、本法人の「苦情解決取扱規程」を適用し、規程に従って解決処理を行います。

- (1) 苦情申立窓口 (FAX及びEメールは24時間受け付けております。)

ご利用者苦情対応窓口	生活相談員
電話番号	0153-22-8832
FAX番号	0153-22-8674
Eメールアドレス	n-keiaikai@plum.plala.or.jp
受付日・受付時間	月曜日～金曜日 午前8:00～午後5:00

- (2) 苦情処理第三者委員

*

- (3) 苦情解決責任者

*

- (4) 公的機関における苦情申立窓口

根室市市民福祉部 地域包括支援センター	所在地	根室市常盤町2丁目27番地
	電話番号	0153-23-6111
	受付時間	9:00～17:00
北海道国民健康保険団体 連合会	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5161
	受付時間	9:00～17:00

北海道福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7内
	電話番号	011-204-6310
	受付時間	9:00～17:00

デイサービスはまなす

16. サービス利用に当たっての留意事項

1. 緊急時の連絡先については、ご利用前にご提示ください。（緊急連絡先名簿）
※ご家族以外の方に緊急連絡先をお願いする場合には、ご家族が不在時の場合の対応について予めご説明して下さるようお願い致します。
2. デイサービスの送迎時の対応について
 - ① 送迎時間は、曜日によって異なるため、事前にお知らせしておりますが、交通事情等により10分前後遅くなる場合もありますので予めご了承ください。
 - ② 朝のお迎え時に、体調不良や飲酒、その他の理由により、ご利用が困難と判断できる場合はその場でご利用をご遠慮いただくことがありますので、予めご了承ください。
3. デイサービスの利用を休む場合について
体調不良やその他の都合により、ご利用を休む場合は【必ずご連絡】をお願い致します。
4. 日常において、体調などに変化があった場合、事故などにより怪我をされた場合などは、必ず事業所までご一報ください。病院を受診された場合は結果や医師の指示、服薬の変更などについてもお知らせください。
5. 事業所内での、利用者同志での金銭及び食物等のやりとりはご遠慮ください。
また、従業員に対する金品の授与や贈り物、飲食等のもてなしは、一切お受けできません。
6. お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。
7. 利用者は、事業所で次の行為をすることのないようご注意ください。
 - ・宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ・施設の秩序、風紀を乱し、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと
 - ・指定した場所以外で火気を用いるなど、施設の安全保持を害すること
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと